

北はりま定住自立圏 の形成に関する協定書



平成22年10月6日

西脇市・多可町

北はりま定住自立圏の形成に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定による中心市宣言を行った甲と、甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して、定住に必要な生活機能を確保し、圏域の住民がより快適に暮らすことのできる定住自立圏を創造することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、北はりまハイランド構想をはじめ甲及び乙が協力し、推進してきた従来の取組も踏まえ、次条に規定する政策分野の取組において、協働又は補完して課題解決に当たり、圏域の活性化に寄与していくものとする。

（連携等を行う取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担し、連携及び協力を行う政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療体制の確保

a 取組の内容

質の高い、安定した医療サービスを提供するため、圏域の医療拠点である西脇市立西脇病院（以下「西脇病院」という。）における高度医療機能の強化を図るとともに、圏域医療を支える医療施設の整備、充実に取り組む。

b 甲の役割

(a) 西脇病院の医療機能の充実、強化に取り組む。

(b) 関係機関と連携して、西脇病院における医師の招へい、職場環境の整備等による医療従事者の確保、養成に取り組む。

(c) 乙及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。

c 乙の役割

(a) 多可町立診療所の機能維持に取り組むとともに、中町赤十字病院の機能強化及び乙の区域内における一次医療機関の開設への協力、支援を行う。

- (b) 甲及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。
- (イ) 医療連携の強化
 - a 取組の内容

増大、多様化する医療ニーズに対応するとともに、圏域内で切れ目のない医療を効果的に提供するため、圏域内にある医療施設における機能の分担、連携の強化を図る。
 - b 甲の役割
 - (a) 乙と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。
 - (b) 地域連携クリティカルパスを中心として、西脇病院と中町赤十字病院の機能の分担、連携診療を推進する。
 - (c) へき地医療拠点病院として西脇病院から乙の運営する多可町立診療所に代診医の派遣等必要な診療支援を行う。
 - c 乙の役割
 - (a) 甲と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。
 - (b) 甲が行う多可町立診療所への診療支援、中町赤十字病院との連携診療等の推進に関する取組に協力する。
- (ウ) 地域医療を守る体制の確立
 - a 取組の内容

限られた医療資源を活用し、圏域において持続性を持った医療の提供を確保するため、圏域ぐるみで地域医療を守り、支える体制を確立する。
 - b 甲の役割
 - (a) 乙と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行う。
 - (b) 住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動を支援するとともに、圏域全体での活動の拡充、連携に向けた取組を推進する。
 - c 乙の役割
 - (a) 甲と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行うとともに、住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動の支援を行う。

イ 福祉

- (ア) 認定審査会業務の連携
 - a 取組の内容

介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障害認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。

b 甲の役割

介護認定審査会及び障害認定審査会（以下「審査会」という。）を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

c 乙の役割

審査会を甲と共同で設置し、甲と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

ウ 教育・文化

(ア) 文化・スポーツ活動の振興

a 取組の内容

圏域における文化・スポーツの振興及び拡大を図るため、公共施設の相互利活用を推進し、圏域住民の利便性を向上するとともに、文化・スポーツ活動の交流を促進する。

b 甲の役割

(a) 甲が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等乙との事業連携に向けて、総合的な調整を行う。

(b) 甲の文化・スポーツイベント等の情報を乙に提供するとともに、甲の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。

c 乙の役割

(a) 乙が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等甲との事業連携に向けた取組に協力する。

(b) 乙の文化・スポーツイベント等の情報を甲に提供するとともに、乙の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。

(イ) 文化財の保護及び利活用

a 取組の内容

圏域の文化財及び歴史的資料の適切な保護及び有効活用を図るため、文化財収蔵展示施設における広域連携を推進する。

b 甲の役割

(a) 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等に向けた検討会議を設置し、事業連携に取り組む。

(b) 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、乙と共同で調査研究を行う。

c 乙の役割

(a) 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等事業連携に、甲と協力して取り組む。

(b) 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、甲と共同で調査研究を行う。

エ 産業振興

(ア) 農業の振興

a 取組の内容

地域産業の柱として農業の振興を図り、持続可能な農業を確立するため、地元農産物等を活用した地域ブランドの開発を推進するとともに、消費拡大に向けた販売戦略を展開する。

b 甲の役割

(a) 関係団体等と連携して、乙とともに圏域の特産品である日本のへそゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。

(b) 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を乙と協力して行う。

(c) 関係団体等と連携して、消費者ニーズに応じた農産物の生産計画を具体化し、生産拡大を図るとともに、農産物直売施設を設置し、地元農産物の販売促進及び消費拡大に取り組む。

c 乙の役割

(a) 関係団体等と連携して、甲とともに圏域の特産品である日本のへそゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。

(b) 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を甲と協力して行う。

(c) 関係団体等と連携して、甲が設置する農産物直売施設への農産物の供給等の協力を行う。

(イ) 播州織の振興

a 取組の内容

圏域共通の地場産業である播州織のブランド化による産

地強化を図るため、新商品の開発を推進するとともに、異業種との連携による事業展開等を行い、播州織の振興に取り組む。

b 甲の役割

財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。

c 乙の役割

財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。

(ウ) 鳥獣被害防止対策の推進

a 取組の内容

野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。

b 甲の役割

(a) 乙と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。

(b) 乙及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。

(c) 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、乙が設置を推進する食肉加工処理施設へのシカの提供等必要な協力を行う。

c 乙の役割

(a) 甲と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。

(b) 甲及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。

(c) 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、甲とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、食肉加工処理施設の設置を推進する。

オ その他

(ア) 消防・救急業務の連携及び広域再編

a 取組の内容

圏域における消防・救急業務を共同で実施するとともに、

消防を取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、体制の強化を図るため、消防本部の広域再編を推進する。

b 甲の役割

乙と協議した負担割合に従い、にしたか消防本部の運営に必要な経費を負担するとともに、西脇多可行政事務組合、乙及び関係自治体と協力し、消防本部の広域再編に向けて協議し、施設の整備を推進する。

c 乙の役割

甲と協議した負担割合に従い、にしたか消防本部の運営に必要な経費を負担するとともに、西脇多可行政事務組合、甲及び関係自治体と協力し、消防本部の広域再編に向けて協議し、施設の整備を推進する。

(イ) 地域防災力の向上

a 取組の内容

自然災害の発生に備えるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えるために、圏域における防災体制の強化に取り組む、地域防災力の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制を整備するとともに、災害発生時の相互応援体制を確立する。

(b) 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議を設置し、必要な調整を行う。

c 乙の役割

(a) 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制の整備、災害発生時の相互応援体制の確立に向けて、甲と協力して取り組む。

(b) 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議における調整及び事務に甲と協力して取り組む。

(ウ) ごみ処理業務の連携

a 取組の内容

圏域におけるごみ処理業務を共同で実施する。

b 甲の役割

乙及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。

c 乙の役割

甲及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園

の運営に必要な経費を負担する。

(エ) 火葬及び葬儀業務の連携

a 取組の内容

圏域における火葬及び葬儀業務を共同で実施する。

b 甲の役割

乙と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。

c 乙の役割

甲と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 地域公共交通ネットワークの維持及び強化

a 取組の内容

圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者の支援を行うとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバスの利便性の向上に取り組む。

b 甲の役割

(a) 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。

(b) 乙及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。

(c) 甲が運行するコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。

c 乙の役割

(a) 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。

(b) 甲及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。

(c) 乙が運行する甲の区域内に乗り入れるコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。

イ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 幹線道路の整備

- a 取組の内容

円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
 - b 甲の役割
 - (a) 国道 427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。
 - (b) 一般県道中安田市原線バイパスの整備促進に向けた取組を乙と連携して行う。
 - c 乙の役割
 - (a) 国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。
 - (b) 一般県道中安田市原線バイパスの整備促進に向けた取組を甲と連携して行う。
- ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
- (ア) 学校給食の地産地消の推進
 - a 取組の内容

学校給食における地産地消を推進するとともに、食に関する正しい知識を普及するため、地元食材の積極的な導入に取り組む。
 - b 甲の役割

学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行う。
 - c 乙の役割

学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力する。
- エ 地域内外の住民との交流
- (ア) 地域資源の活用による交流の促進
 - a 取組の内容

交流人口の拡大による活性化を図るため、圏域の有する自然や歴史文化、伝統産業等の多様な地域資源の活用及び連携に取り組む。
 - b 甲の役割
 - (a) N P O法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。
 - (b) 乙と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。

(c) 乙と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。

c 乙の役割

(a) NPO法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。

(b) 甲と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。

(c) 甲と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。

オ その他

(ア) 環境・エネルギー対策の推進

a 取組の内容

圏域全体で地球環境への負荷が少ない低炭素社会の構築を図るため、温室効果ガスの排出量削減に資する再生可能エネルギーの活用を推進する。

b 甲の役割

(a) 乙が取り組む木質バイオマスエネルギー促進事業の推進に向け、普及拡大等必要な協力を行う。

(b) 公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの有効活用に向け、新エネルギービジョンの策定並びに必要な調査研究及び普及啓発に取り組む。

c 乙の役割

(a) 太陽光発電等の再生可能エネルギーとともに、間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入を促進し、バイオマスタウン構想の実現を図る。

(b) 甲と協力して、再生可能エネルギーの有効活用に向け、必要な調査研究等を行う。

(イ) 住民相談窓口の相互利用

a 取組の内容

圏域住民の暮らしの安全と安心を確保するとともに、利便性の向上を図るため、消費生活相談をはじめ、各種相談窓口を圏域住民が相互利用できる体制整備を推進する。

b 甲の役割

(a) 圏域の拠点的機能を持つ消費生活相談窓口として、消費生活に関する情報発信及び相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備

に取り組む。

(b) 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、必要に応じて検討を行う。

c 乙の役割

(a) 圏域全体の消費生活相談窓口として、相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互利用できる体制整備に向けた調整及び事務に甲と協力して取り組む。

(b) 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、甲とともに必要に応じて検討を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成及び確保

(ア) 取組の内容

職員の職務遂行能力の向上を図り、圏域全体にわたる政策形成や事業推進ができる人材を育成するため、外部人材の活用、合同研修等の実施に取り組む。

(イ) 甲の役割

a 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を乙と合同で開催するとともに、取組の企画及び調整を行う。

b 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実施に向け、専門家等外部人材の活用を図る。

c 人事交流について調査研究を行うとともに、必要に応じて人事交流を行う。

(ウ) 乙の役割

a 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を甲と合同で開催する。

b 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実現に向け、専門家等外部人材の活用を図る。

c 甲と協議の上、必要に応じて人事交流を行う。

(事務執行に当たっての費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、

あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年10月6日

甲 西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長

來住壽一



乙 多可郡多可町中区中村町 123番地

多可町

多可町長

戸田善規



立 会 人

西脇市議会議長

北 藤 勝 之

多可町議会議長

山 口 雄 三